



後期中等・高等教育における「無償教育の漸進的導入」の原理と具体策 : (1)研究構想を中心に

渡部, 昭男

(Citation)

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 9(2):93-102

(Issue Date)

2016-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81009456>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009456>



後期中等・高等教育における「無償教育の漸進的導入」の原理と具体策

－（１）研究構想を中心に－

Principle and measures of “the progressive introduction of free education”
in upper secondary/higher education: (1)A study design

渡部 昭男*

Akio WATANABE*

要約：本共同研究では、日本政府が2012年に留保撤回した国際人権A規約第13条（教育への権利）2項（b）中等教育・（c）高等教育の「無償教育の漸進的導入 the progressive introduction of free education」原則に着目する。同原則と日本国憲法26条（教育を受ける権利／能力に応じて、ひとしく）及び教育基本法4条（教育の機会均等／経済的地位による差別禁止／奨学の措置）等を編み直して、義務教育後の後期中等・高等教育の権利性と無償性を原理的に問い直す。加えて、高校・大学等の教育拡大を推進する国の政策・地方自治体の施策・法人の経営を分析し、背後にある現状認識や若者（人材）育成・地域創生・貧困対策・学生（生徒）確保等の論理を析出する。さらに、家族負担主義から転換しつつある韓国等とも比較する。これらを通して、「無償教育の漸進的導入」へ転換する具体策を提示したい。今回は第一報として、研究構想を中心に報告する。

1. はじめに

国際人権A規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約／社会権規約 International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights、1966年国連総会採択、1976年発効）について、日本政府は1978年に署名、1979年に批准した。その際、第13条（教育への権利 right to education）2項（b）中等教育・（c）高等教育については「特に、無償教育の漸進的な導入により」の部分に拘束されない権利を留保したが、2012年9月11日、その撤回を国連に通告した。そのことによって、日本国は「これらの規定にいう『特に、無償教育の漸進的な導入により』に拘束される」こととなった¹⁾。

本共同研究²⁾では、国際人権A規約第13条の「無償教育の漸進的導入 the progressive introduction of free education」原則に着目する。そして、義務教育後の後期中等・高等教育の権利性と無償性を原理的に問い直すとともに、政策・施策・経営の分析を通じて「無償教育の漸進的導入」へ転換する具体策を探求することを目的としている。

2. 研究の背景

メンバーは、筆者を研究代表者として、分担研究者は石井拓児（名古屋大学）、川口洋尊（愛知工業大学）、重本直利（龍谷大学）、田中秀佳（名古屋経済大学）、日永龍彦（山梨大学）、細川孝（龍谷大学）、望月太郎（大阪大学）、米津直希（稚内北星学園大学）、渡部（君和田）容子（東京医療保健大学）の9名である。われわ

れの共同研究の背景には、大学評価学会における十余年の取り組みがある。後期中等・高等教育の研究は諸学会でなされているが、とりわけ大学評価学会は2004年の設立時から「無償教育の漸進的導入」原則に着目した研究活動を展開している（渡部2013c、細川2013a）。

大学評価学会は、「学生の発達保障を可能にするような教育・研究のありようについての研究」を活動の柱の一つに位置づけており、具体的には、国際人権A規約第13条「無償教育の漸進的導入」に係る留保撤回（国連社会権規約委員会への回答期限：2006年6月30日）、児童権利条約に係る日本の教育における「過度の競争性」の排除（国連児童権利委員会への回答期限：2006年5月31日）という、学生等の発達保障に関わる二つの重要問題を扱う「2006年問題特別委員会」を設けた。同特別委員会は、2008年には「国際人権A規約第13条問題特別委員会」と改称され、今日まで継続している。また、「無償教育の漸進的導入」をテーマとした日韓の合同シンポジウムを企画し、これまでに3回開催している³⁾。

研究成果は論文等にまとめられており、近年の取り組みや研究成果を一覧にしたのが資料1（次頁）のポスターである⁴⁾。これまでに、田中昌人（2005）『日本の高学費をどうするか』（新日本出版社）、大学評価学会編（2013）『高等教育における「無償教育の漸進的導入」——授業料半額化への日韓の動向と連帯』（晃陽書房）、細川孝編（2014）『「無償教育の漸進的導入」と大学界改革』（晃陽書房）などが上梓されている。

* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

3. 問題関心・課題意識

【教育における差別・格差の二大要因：能力と貧困】

筆者は、これまで「教育を受ける権利」の保障、「教育の機会均等」の原則と実態の解明を進めてきた。特別ニーズ教育領域においては、日本国憲法26条の「能力に応じて」を「発達に必要かつ適切な」⁵⁾「能力発達上の必要に応じた」⁶⁾という教育条理解釈をテコに、権利性・無償性を強めてきた。タイムラグはあるものの、後期中等教育段階（特別支援学校高等部）も義務教育に準じた「特別な配慮」（学級編制・教員配置・就学奨励など）が承認されている（渡部1996）。さらに2000年には障害児の高等部希望者全員進学が制度化され、希望する者は18歳まで12年間の学校教育を受けることができるようになった。しかし、それ以降の中等後教育・高等教育の機会はほぼ遮断されている（渡部2009b、渡部2009c）。

一方、非障害児は高等教育まで機会が開かれているように見え

るが、受験学力と経済的負担能力に拠った仕組みになっている。今日なお残された教育における差別・格差の要因は、「能力」「貧困」の二大問題に収斂される（渡部2013d）。

【権利侵害から権利保障への変化・変容・転換】

自然現象とは異なり、差別・格差は人間社会によって引き起こされる。そして、差別・格差を解消するのにも人間社会である。筆者の問題関心は、①差別・格差はいかに引き起こされた（る）のか、②差別・格差はいかに解消された（る）のか、③学問研究はいかに機能したのか／しなかったのか（するのか／しないのか）ということにある（渡部2012a）。すなわち、どうすれば権利保障に係る差別・格差を克服できるのかを解明する研究を志向している。

「教育行政」の概念は多様であるが、筆者は、「教育行政は教育の目的を実現し、国民の学習権を保障するために教育を組織し運営する公権力の作用と組織である」

⁷⁾（平原春好〔神戸大学名誉教授〕）

との定義を基礎に置く。この定義は実体概念ではない。しかし、単なる政策遂行や法令執行という現状追認ではなく、教育行政の在るべき姿を定位することによって、教育行政（学）を権利保障に資するものに高めんとする意図が込められている（渡部2009a：133）。教育行政学とは、公権力を権利保障に奉仕する方向において規制する方策を解明する学問である。

筆者は、平原（1969）「日本における障害児教育の行政」⁸⁾に刺激を受け、大学院生時代からこれまで権利保障における「法規定と実態との落差およびその要因の解明」を意識してきた（渡部1996：12）。そして、「権利侵害から権利保障に向かう変化・変容・転換」に関心を向けている。幸運にも、特別ニーズ教育領域を対象に「教育を受ける権利」保障の三つのうねり、すなわち①養護学校教育の義務制実施、②高等部希望者全員進学の実現、③中等後教育及び青年期教育の保障、を経験した⁹⁾。また、「排除から包摂へ」の国際的な動向にも遭遇した¹⁰⁾。その延長において、筆者は「能力原理」から「必要原理」への転換を展望している（渡部2008a、渡部2008b、渡部2009a）。

資料1. 大学評価学会の取り組み（日永龍彦2014作成）

「無償教育の漸進的導入」原則にそくした大学等の在り方
—国際人権A規約13条留保撤回の意義と大学評価学会の取り組み—

重本直利 細川 孝 望月太郎 渡部昭男 日永龍彦

【JSA19回総学以降の動向と取り組み】
2012年9月 政府が国際人権（A規約）第13条留保撤回を国連に通告

2013年2月 韓日米共同による「大学教育の発展と無償教育の実現のための国際シンポジウム」（於：韓国ソウル）開催

2013年8月 日本教育学会第72回大会ラウンドテーブル「無償教育の漸進的導入と大学法人経営」（於：一橋大学）開催

2013年12月 理事会が「大学における教育・研究および評価に関連する声明」を公表し、高校無償化廃止法案の成立に抗議

「高校無償化廃止法案」の成立に対する抗議（抄）
11月27日の参議院本会議において、2014年度から高校授業料の無償制を止め、所得制限を設けるといふ「高校無償化廃止法案」が可決されました。…高等学校等に学ぶ生徒たちに豊かな学びと、大学等へのスムーズな移行を保障していくことは、若者の発達にとって不可欠な課題です。中等教育、高等教育における教育条件を改善し、若者がこれからの社会の中心的な担い手として成長できるような大学づくりをめざす観点から、大学評価学会理事会は、「高校無償化廃止法案」の成立に抗議します。

2014年1月 国際人権A規約第13条問題特別委員会「無償教育の漸進的導入」原則に反する私立大学授業料の値上げ方針に抗議する声明

日本は「無償教育の漸進的導入」原則に拘束される立場となっている。有名私学を含む今回の値上げ方針は、留保時に行われた過去の値上げ措置とは異なり、条約違反に繋がる重大事態と言わざるを得ない。高学費に依存する文教政策や大学法人経営のありようは、留保撤回とともに見直され、計画的に「無償教育の漸進的導入」が進められなければならない。留保撤回を契機として、大学関係者は学生・国民とともに、政府に対して「無償教育の漸進的導入」原則にふさわしい予算の増額や政策の転換を求めていくべきである。

2014年3月 第11回大会第5分科会「無償教育の漸進的導入 留保撤回後の研究と運動の進め方」（於：山梨大学）開催

【出版を通じた成果の公表】
○高等教育における「無償教育の漸進的導入」—授業料半額化への日韓の動向と連帯—
2013年3月刊

- ・大学評価学会における「無償教育の漸進的導入」研究
- ・国際人権A規約第13条問題特別委員会の取り組みについて
- ・高等教育における「無償教育の漸進的導入」に係る韓国の動向
- ・韓国における大学登録金半額化の市民運動
- ・韓国高等教育の公共性の水準と登録費負担軽減策

○細川 孝（編著）
「無償教育の漸進的導入」と大学界改革
2014年3月刊

- ・日本における学費負担軽減の現状と課題
- ・韓国における登録金半額化と大学の在り方
- ・カンボジアにおける高等教育の量的拡大と授業料高騰の問題
- ・ニューシーランドにおける大学経営への学生参画
- ・日本の高等教育と大学設置法人
- ・日本における青年期の学習費保障と生活費保障制度の横断的検討
- ・地方県における高等教育等に係る施策と経営
- ・「無償教育の漸進的導入」と大学財政の構造転換

【会員による研究活動】

①高校無償化の動向 渡部昭男会員
留保撤回後における高校授業料無償化の見直しに関する国会審議を分析。所得制限導入の一方で、「無償教育の漸進的導入」原則の否定答弁はできなかったこと、公私間格差の是正（私学生徒への加算拡充）・学び直しの支援（支援年限延長）・高校生の就学援助など授業料以外の無償施策の拡充、幼児教育への無償施策の広がり、大学・大学院における無償に言及する発言が増えたこと等を報告。
⇒ 龍谷大学「社会科学研究年報」第44号

②韓国の大学無償化の動向 日永龍彦会員
大学の授業料（登録金）半額化運動が活発化し、政治的な争点になっていく2010年以降の韓国の動向（大学進学・就職動向、奨学金制度、政策等）を、同国の新聞記事（ウェブサイトに掲載された日本語記事）をもとに整理。
⇒ 「高等教育における『無償教育の漸進的導入』」
「大学評価学会年報」第9・10合併号

③国際人権A規約に係る研究の進展
日本における高等教育無償化に向けて 腰山千明会員
社会権規約の起草過程、社会権規約委員会の見解・意見、各国報告書とその審査などを分析し、13条の「漸進的導入」と「無償教育」が「すべての能力ある者に高等教育の機会均等を保障する上で、高等教育機関に支払うべきあらゆる経費を無料にすることを要求している」と結論。
⇒ 「大学評価学会年報」第8号

国際人権法と高等教育無償の原理 田中秀佳会員
国際人権法において授業料および奨学金に関する政策の司法判断適合性が認められた意義、日本国内の教育条件整備に関わる諸問題の克服に向けて社会権規約を国内的に実質化していく作業、などを提起。⇒ 「日本教育法学会年報」第43号

【後期中等・高等教育の権利性・無償性の探究】

神戸大学に異動した2011年以降は、大学評価学会とのかかわりの中で「無償教育の漸進的導入」問題を研究テーマに加えた。

教育行政（政策）研究の意義の一つは、「変化を確保する意思」の解明にある（三上和夫〔神戸大学名誉教授〕）。そうであれば、後期中等・高等教育の権利性・無償性の探究においても、「変化・変容・転換」が肝要となろう。筆者が着目したのは、以下の二つである。

まず、①政策変容が著しい高校等に着目した。渡部（2011）『「無償教育の漸進的導入」に係る政策変容——高校授業料無償化を中心に』では、高校無償化の背景にある論理の変化（受益者負担⇒社会全体の負担）を跡付けた。また、渡部（2014a）「高校授業料無償化法の見直しに係る論点——『無償教育の漸進的導入』条項の留保撤回と遵守」では、「無償教育の漸進的導入」原則を遵守すべき新たな状況下において、政権交代によっても『特に、無償教育の漸進的な導入により』に拘束される」との基本認識（表向きの立場表明）に変化はなく、受益者負担論が影をひそめる代わりに、限られた予算の下で採るべき方策の「優先論」に重点が移行していることを明らかにした。

次に、②隣国である韓国の変化に着目した。小林雅之は、教育費負担の考え方を、「東アジアの家族負担主義」（日本・韓国・中国など）、「北欧諸国のような社会負担主義」、英米のような「中間の個人負担主義」に類型化している¹¹⁾。しかし、類型は固定的ではなく、現に韓国では公的負担を増やして、義務教育&高校段階での給食無償化（、高校授業料の無償化）、大学登録金（入学金・授業料・期成会費を併せた納付金）の半額化や学費負担の軽減、給与型国家奨学金の開始など、家族負担主義に修正が加わりつつある。日本の動向を相対化し比較考察する意味において、高校卒業後の進学率が約8割にも達するという韓国において、どのような論理の下に政策・施策・経営が転換されつつあるのかに関心を寄せている（渡部・日永・望月2012、渡部2014c）。

4. 研究の構想

以上のような問題関心・課題意識の上に立って、分担研究者の研究成果等も踏まえ、共同研究を以下のように構想した。

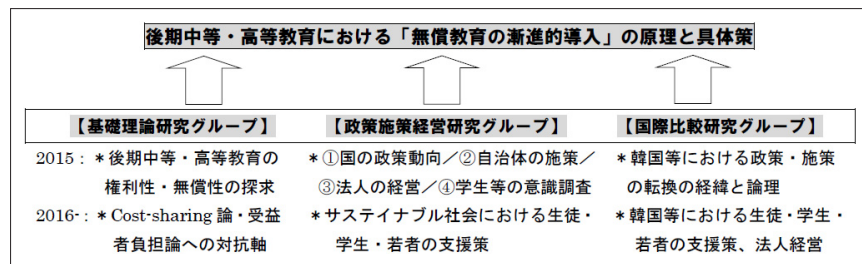
（1）研究組織の編成

三つの研究グループを編成し、グループ会合と全体会合を組み合わせながら研究を進める。メンバーのグループ所属は便宜的なものであり、進行に応じて組み直す予定である。また、現時点で連携研究者は9名、研究協力者は4名である。

【基礎理論研究グループ】

国際人権A規約第13条（教育への権利）条項の制定過程、国連の解釈、各国の対応等を踏まえつつ、受益者負担論やCost-sharing論への対抗として、日本国憲法及び教育基本法にさらに「無償教育の漸進的導入」原則も加味して、後期中等・高等教育の権利性・無償性を今日的に探求する。〔渡部昭男、石井拓児、田中秀佳〕

図1. グループの編成と課題（イメージ図）



【政策施策経営研究グループ】

国家政策の分析とともに特徴的な自治体・法人の協力を得て施策と経営の分析を行い、政策・施策・経営の背後にある現状認識、転換促進に有効な論理と手法を抽出し、国・自治体・法人の採りうる具体策＝選択肢の開発を進める。〔渡部昭男、川口洋尊、重本直利、細川孝、渡部（君和田）容子〕

【国際比較研究グループ】

韓国の研究者や研究機関と共同で、家族負担主義を修正しつつある国家の政策・自治体の施策・法人の経営等の転換プロセスを明らかにする（必要に応じて他国も扱う）。〔渡部昭男、日永龍彦、望月太郎、米津直希〕

以上を分かり易く図示したのが、図1である。

（2）グループ別の課題と方法

（i）後期中等・高等教育の権利性・無償性の探究、受益者負担論・Cost-sharing論への対抗軸の検討【基礎理論研究グループ】

【課題】

日本国憲法26条の「教育を受ける権利」は、「その能力に応じて」の文言があることから、「教育を受けるに必要な能力（学力・健康など）によって差別されるのは当然である」¹²⁾と解釈されてきた。1970年代には、「発達に必要なかつ適切な」ないし「能力発達上の必要に応じた」という教育条理解釈によって、「能力を発達させる教育を受ける権利」¹³⁾と理解されるに至った。義務教育段階や特別ニーズ教育領域では、不適応・不登校、要日本語教育、障害などの特別ニーズや発達必要に応じて手厚い支援が受けられるようになっている。

無償性についても、修学費無償には及ばないものの、授業料不徴収を越え出て、無償の法定範囲が広がっている（国レベルでは教科書、自治体によっては給食費など）。また、就学奨励費や就学援助の仕組み、生活保護制度による教育扶助などもある。しかし、義務教育後の後期中等・高等教育においては権利性・無償性の観念が弱い。2012年以降新たに拘束されることとなった国際人権A規約第13条（教育への権利）の「無償教育の漸進的導入」原則を編み込んで、後期中等・高等教育の権利性・無償性の原理的構築をはかる。

【方法】

この作業のベースラインとなるのが、世取山洋介（2012）「公教育の無償性と憲法」¹⁴⁾である。この論考は、国際人権法における公教育無償化義務を組み込んで、日本国憲法第26条の再構成と学説の再吟味を行っている。世取山は、「（国際人権条約は——引用者）応益負担、応能負担、および無償性の三つのありうる選択肢について、応益負担を排除し、応能負担を基礎におきながら、と

くに教育については無償性の選択をしていると言い換えることもできる」(465)との認識を示した上で、「①26条2項後段にもとづいて、義務教育における授業料の無償性は具体的請求権の対象となることが承認され、②義務教育段階における授業料以外の学修費等は26条2項後段にもとづいて、そして、高等学校および高等教育段階における授業料および学修費は26条1項にもとづいて、無償性以外の手段によっては、必要を充足できず、あるいは、教育へのアクセスを妨げている場合には、無償化をしない正当な事由が存在しないかぎり、漸進的に無償化するための立法的およびその他の措置をとる義務を国に課しているものと解される」(469)としている。

ところで、グループメンバーである田中秀佳は、①「開発主義国家」概念に依拠して戦後日本の教育財政問題を再検討した上で公費による教育条件のナショナル・ミニマム保障の重要性と、公教育の私費負担軽減・解消運動が教育費の民衆統制原理の実践的形態であることを指摘している(田中2011)。そして、②私費負担軽減・解消運動の展開を分析して(通史的整理&事例研究)、教育無償化運動の意義と到達点を明らかにした(田中2012)。田中の研究は、③世界銀行・OECDの人的資本論・教育財政論にも及び、1990年代後半以降にOECDが高等教育財政論の柱としたCost-sharing論(利益を得るものによる財政分担)を批判的に紹介している(2014c)。さらには、④国際人権A規約における「教育への権利」の枠組み、「無償教育」の内容と方法、「教育への権利」の実質化などを詳細に検討している(2014a)。

石井拓児は、①政府統計にあるトリックや教育財政研究における概念の混乱状況を正すために、「公教育費/私教育費」を9種類に区分し直して公教育費無償性原則の立場からみた課題を提示するとともに、私教育費の固定化と増大を補完してきた戦後日本における子ども・青年の生活保障制度の日本の特質を明らかにしている(2012b)。また、②学習権保障のために必要な制度措置として生活費保障制度を位置づけ、「学習権保障制度=学習費保障制度+生活費保障制度」の提言を行っている(2014b/なお石井2014dでは「授業料無償+奨学制度の充実+生活費保障」)。石井は、具体的な提言も行っており、③受益者負担論・人的負担論が抽象的な便益を持ち出すのに対して、個人ごとの所得状況の違い、雇用の不安定状況等を踏まえると、個人ごとにその便益を回収する方法=個人々人への累進課税制度の強化が最も適格的であるとしている(石井2014d)。加えて、④後藤道夫の「混合教育」批判に依拠しながら、義務教育無償原則が同時に高校・大学の授業料無償を要請していると鋭く指摘している(石井2013、石井2014d)。

【留意事項】

留意すべき事項として、一つには、日本国憲法及び国際人権法における「能力」概念の問題である。日本国憲法第26条の「その能力に応じて correspondent to their ability」規定の教育条理解釈は、中等後教育・高等教育の保障や非障害児の高校教育保障においては、まだ地歩を築けていない。国際人権A規約第13条2項(c)高等教育には、(a)義務教育や(b)中等教育にはない形で、「能力に応じ on the basis of capacity」の規定が添えられている。児童権利条約第28条1項(c)高等教育にも、「能力に応じ on the basis of capacity」の文言がある。「能力」規定を21世紀に

相応しく原理的に見直し、如何に理論構成するかが鍵となろう。

二つには、受益者負担論・家族負担主義・Cost-sharing論等に対抗し、広範に支持される論理・思想をいかに編み上げるかの問題である。筆者が出会ったような障害児者権利保障運動、田中が着目したような私費負担軽減・解消運動が、後期中等・高等教育に関しては脆弱である。当事者や関係者による権利保障運動の展開過程において、対抗する論理や思想が芽生え、鍛えられるとするならば、まことに心もとない。しかし、目を広く世界に転ずれば、例えば隣国の韓国では大学登録金の半額化・減額化の市民運動が展開され、政治的イシューにもなっている。どのように運動が展開され、如何なる論理・思想が醸成されているのか、極めて興味深い。また、人間社会の歩みの中で誕生し形成された「無償」思想にも視野を広げ、汲み上げたい。

三つには、青年期における「発達権」保障をいかに展望しうるかの問題である。石井は「青年期の発達保障」「青年達の主体としての発達論」にも言及し、「大学授業料のみならず、本来は多様な職業訓練機会における無償性、青年期の学びなおしの機会としての社会教育の無償性等が同時に検討される必要がある」(石井2014b:117)と述べている。あらゆる形態で学ぶ者への「学習費保障制度+生活費保障制度」の確立とともに、さらには勤労青年も含めた「若者手当」「若者年金」構想¹⁵⁾なども検討の週上に乗せることとなろう。理論的・原理的な課題としては、日本国憲法第26条のみでなく、第25条(生存権)・第27条(勤労権)を加味した権利性・無償性の考察が不可欠である。また、これらの社会権とともに自由権や平等権も含み込んで、考究しなければならない。筆者は、日本国憲法第13条(個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重)を踏まえつつ、第26条を「個人々人の全面的に開かれた自由な発達の必要に応じる学習保障への権利」と解釈し直している(渡部2003、渡部2008b、渡部2013a、渡部2014b)。「発達権」保障も射程に収めながらの総合的考察となろう。

(ii) 国の政策・自治体の施策・法人の経営の重層的な検討、学生等の意識調査、サステナブル社会における生徒・学生・若者の支援策の検討【政策施策経営研究グループ】

【課題】

国の政策に関しては、2010年に成立し、2014年に改正された高校無償化法にまず着目する(3年経過後に見直すとの附帯決議があり、2017年度以降に見直しがありうる)。筆者の関心は、表1の略年表にあるような、「留保⇒高校無償化法⇒留保撤回⇒高校無償化法見直し」という政策の変化・変容・転換にある¹⁶⁾。

高校無償化法(2011年)による新制度導入の根拠としては、①「今日、高等学校等は、その進学率が約98%に達し、国民的な教育機関となっており、その教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用について社会全体で負担していくことが要請されている」、②「高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっている」、③「諸外国では多くの国で後期中等教育を無償としており、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約においても、中等教育における無償教育の漸進的な導入について規定されているが、我が国はこの規定を留保してい

表 1. 国際人権A規約（第13条 2 項（b）（c）の留保）に係る略年表

1966. 12/16	国連総会採択
1976. 01/03	35か国の批准・加入により発効
1978. 05/30	日本国署名
1978. 06/09	批准承認案件：第84回国会衆議院に提出（継続審議）
1978. 12/22	第87回国会（1978.12/22～1979.06/14）で実質審議
～	留保を含めて衆議院05/08承認、参議院06/06承認
1979. 06/21	日本国批准（効力発生は1979.09/21）
1979. 08/04	条約第 6 号として公布
2001. 09/24	国連社会権規約委員会：最終見解で留保撤回の勧告
2009. 09/16	民主党：連立政権樹立
2010. 01/29	鳩山由紀夫首相：施政方針演説で留保撤回を具体的な目標に
2010. 04/01	高校無償化法の施行
2012. 02/09	玄葉光一郎外相：国会答弁で留保撤回方向での調整指示を表明
2012. 09/11	留保撤回を閣議決定（野田内閣）の後に国連へ通告
2012. 12/26	自民党：政権復帰
2013. 05/17	国連社会権規約委員会：最終見解で留保撤回を肯定的評価
2014. 04/01	高校無償化法の見直し（年収910万円未満の所得制限導入）

注）田中昌人2005、中内康夫2013より作成。国内事項は一文字下げ表記。

ることから、この留保の撤回に向けた施策を進めることが求められている」の3つが示されていた¹⁷⁾。この時点で、「受益者負担」の発想から「社会全体の負担」の論理へと一歩踏み出したことは確かである。なお、これらの高校無償化の論理は大学無償化にも敷衍できるのであろうか。

【方 法】

高校無償化法に係る国の政策変容に関しては、渡部による制定法案（渡部2011）及び改正法案（渡部2014a）をめぐる国会審議の分析で概要は明らかになっている。また、石井は子ども手当法と併せて高校無償化法への評価・解説を行っている（石井2014c）。

ところで、所得制限が導入された高校無償化改正法（高校等就学支援金法）には附帯決議がなされており、衆議院では「教育は未来への投資であることに鑑み、…将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒に支給することができるよう必要な予算の確保に努めること」、参議院では加えて「国際人権A規約における中等教育の漸進的無償化条項の趣旨を踏まえ、後期中等教育の無償化を早期に実現するよう最大限努力すること」が追記されている。附帯決議に係るその後の政策動向、2013年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等との関連を押さえる。

自治体の施策に関しては、2005年度から行われている都道府県奨学金事業（日本学生支援機構から都道府県に移管されて都道府県が事業化）、並びに新たに事業化が促された「奨学のための給付金」（高校生版の就学援助事業）について、都道府県の施策の実態、都道府県の特徴や格差、その背後にある意識や論理などを明らかにする。

また、石井・田中は別途に「学生教育費意識調査」を進めている。

高等教育に係る国の政策に関しては、共同研究メンバーに多彩な蓄積がある。具体的には、①新自由主義大学改革や大学ガバナンス（石井2012a、石井2014a、石井2014d、川口2014a、川口2014b、田中2014b、日永2015）、②大学評価政策（日永2011a、日永2011b、日永2014b、細川2012）、③奨学金・教育ローン・学費負担減免・授業料免除制度（石井2012b、石井2014b、日永2014a）、④青年期教育・キャリア教育（石井2014b、川口・古里2010、川口・古里・中嶋2011、日永2014c、米津2013）に関するものなどである。まずは、これらを共有財産としたい。

自治体の施策に関しては、渡部（君和田）容子によって地方県における高等教育等の施策、若者人材の養成・確保施策に係る研

究が進められている（渡部〔君和田〕2014、渡部〔君和田〕2015）。また、米津直希は北海道をフィールドに共同研究を継続している（米津・富樫2015）。山陰及び北海道を事例対象として、地方圏域での後期中等・高等教育保障に係る施策分析を進める予定である。

法人の経営に関しては、経営学分野から2名の分担研究者をお願いした。重本直利の専門は経営組織論・社会経営学であり、①公共経営（重本2010b、重本・藤原2010）、②社会共生的経営（重本2011b）、③ディーセント・マネジメント（重本2014a、重本2015）を研究・提案するとともに、④PDCAサイクルの誤用批判（重本2010a、重本2011a、重本2012a、重本2012b、重本・日永・由井2011）、⑤大学の社会的責任（重本・細川2014）、⑥大学経営（マネジメント）の構造転換（重本2014b、重本2014c、重本2014d）、⑦漸進的無償化原則への転換（重本2013b、重本2014d）などについての発言も行っている。また、細川孝の専門は現代企業論、医薬品企業・産業論であるが、①大学評価論（細川2012）、②大学設置法人（細川2013b、細川2014）、③「無償教育の漸進的導入」（細川2010、細川2013a、細川2014）についての論考がある。経営学からの参画は心強い限りである。

【留意事項】

本グループの研究の特色は、国家政策に限定せずに、自治体の施策と法人の経営を含めた重層的な検討・分析にある。

留意すべき事項として、一つには、自治体の施策において評価できる試み、その背後にある論理を丁寧に拾っていくことである。義務教育段階においても国レベルの無償法定範囲を越えて、給食費などに踏み込む自治体がある。同様に、後期中等・高等教育段階においても自治体や圏域での独自の施策展開がみられる。それは、必ずしも日本国憲法や国際人権法から導かれる権利性・無償性の論理から始まるものではない。少子高齢・人口減少期においてはサステナブル社会を志向した論理が見直されており、地方県（例えば全国人口最少県の鳥取県）においては、自治体独自に予算を投入して保育・介護・医療・看護職等の養成確保、IJUターンの促進など、手厚い学生・若者支援がなされている（渡部〔君和田〕2014、渡部〔君和田〕2015）。一方で、大学等進学率は最高の東京都72%台から最低の鹿児島県32%台まで40ポイントも開き、格差はこの20年で二倍になった¹⁸⁾が、その背景は明らかではない。その地方の子育て、学校教育、若者支援、雇用等と併せて、地域シンポジウム等も企画しながら総合的に考究したい。

二つには、14・15歳から20歳台なかばまでのおよそ十年にわたる青年期教育及びトランジション保障の視点をどう組み入れうるかである。川口洋誉は、大学評価学会全国大会の「発達保障」分科会の企画を担当し、そのテーマを第11回大会「グローバル人材育成と発達保障の相克」、第12回大会「ノン・エリート青年の大学教育と発達保障」としている。大学等には現在、経済的事情にとどまらない特別ニーズや多様な困難を抱えた青年が学んでいる。筆者が特別ニーズ教育領域で実践的に探究している「青年期教育と二重の移行支援」論（渡部2009b、渡部2013b）とも摺り合わせを行って、政策・施策・経営への提起が何かできれば面白い。

三つには、大学等の経営に関して、経営学の知見を如何に取り入れうるかである。細川は、「大学経営」を「教育・研究機関としての大学経営」と「法人経営」の二つに区分する必要があること

を指摘した上で、『企業経営』の手法が大学経営に無批判かつ画一的に導入されている」ことを危惧している。曰く、「大学と（営利）企業ではその目的や経営の原理も異なるし、企業・経営の手法も長年にわたって各企業が事業展開の上で歴史的に蓄積してきたものであり、当然それらは多種多様である」と（細川2014：97）。細川は、「ブラック大学」を今野晴貴による「ブラック企業」の定義に倣いつつ提示した上で、『高等教育を発展させていくのにふさわしい改革』は・・・ブラック大学を『改革』していくことと重なり合う。それは、日本における『大学界』改革でもある。（細川2014：108）と述べている。重本は、『受益者負担原則』から『漸進的無償化原則』へ」（重本2013b）、『資本の財政構造』から『人権の財政構造』へ」（重本2014d）といった転換方向を明示し、具体的に大学法人経営分析を行っている。その作業で析出された「大手私立大学における漸進的無償化の個別アジェンダ」（重本2014d：181）は以下のものであり、これに則して「学費半額化プログラム」を某私立大学にあてはめた試算も披露している。

- ① 事業団からの借入金利率を1%以下に下げる。これにより利息払いが減額される。
- ② 経営費補助金を29.5%（29%、重本・細川2014：48——引用者）に引き上げ、原稿の補助金額を2.6倍とする。
- ③ 1号、2号基本金組入額は（漸進的に——同上）0円とする。
- ④ 債券運用額は漸進的に0円とする。

四つには、「無償教育の漸進的導入」原則に反する政策・施策・経営に対する司法的訴えに関する検討である。世取山は、「漸進的達成義務“違反”を国民が国内裁判所において争いうる」、「立法的不作為によって発生した損害に対する賠償を国に請求する」等の言及を行っており¹⁹⁾、注目される。また、田中は「授業料無償は立法的・行政的措置に加え、司法的にも問われるべきである」とのBeiterの考えを紹介している（田中2014a：62）としている。

（iii）韓国等における国の政策・自治体の施策の変化の経緯と論理、生徒・学生・若者の支援策、法人経営の検討【国際比較研究グループ】

【課 題】

近年、韓国では高騰した大学登録金の減額化が市民運動のテーマになっている。「全国登録金対策ネットワーク」が結成された（2008）、大規模な「半額登録金実現ろうそく集会」が開催された（2010）。登録金減額化が、首長や国会議員の選挙公約となり、2012年末の大統領選挙では高学費への対応が争点の一つになったほどである。そのような中、ソウル市立大学は2012年度から登録金半額化を行い（渡部2014c）、他にも道立大学（2年制）で登録金の減額化が始まった。また、給与型の国家奨学金が導入された²⁰⁾。高校を含んだ給食無償化の運動が展開され、高校授業料の無償化も模索されている。韓国における家族負担主義からの転換に係る国の政策・自治体の施策を押さえ、転換の経緯とその背後にある論理を明らかにする。

【方 法】

大学評価学会では、これまで3回にわたり日韓合同シンポジウ

ムを開催してきた。また、日永龍彦は新聞報道を通して、登録金半額化等に関わる韓国の動向を継続追跡している（日永2013b、日永2014d）。これらを踏まえて、現地訪問調査を行うとともに、シンポジウム等を開催する。米津は、学生参加の法理を探究するとともに（米津2012a）、ニュージーランドを事例に学生自治会・学生参画の調査を重ねている（米津2012b、米津2014b、米津2014c）。韓国における学生参画の調査を進めたい。また、望月太郎はヨーロッパのみならず、タイやカンボジアに関する論考があるとともに（望月2010、望月2011b、望月2014）、現在は大阪大学 ASEAN センターバンコクオフィスに赴任しており、韓国以外のアジア諸国の情報も入手可能である。

【留意事項】

韓国における登録金減額化の運動や政策・施策の背景には少子高齢化問題があることが指摘されている。また、道で独自の動きがある背景には、地方から都市への若者の流出問題や過疎問題がある。また、若者の三放（恋愛・結婚・出産の3つの放棄）問題もある。日本と類似したこうした社会問題を理解した上で、韓国の運動や政策・施策の具体策とその背景にある認識や論理を明らかにしたい。

日本と類似したもう一つの側面は高等教育における私学依存の問題である。韓国では大学数で86%、学生数で82%が私学であり（2010年度）、私学を含めた大学の公共性を高め、経営を透明化し、財政運用責任を強化する必要があるという²¹⁾。日本側メンバーが蓄積してきた大学評価、大学（法人）経営評価の手法を用いて共同研究を進め、比較・考察を行いたい。

5. 共同研究への着手

（1）全体会合の開催

共同研究に着手するために、まず初回の全体会合を開催した。共同研究の目的・計画・方法等について協議するとともに、基礎理論研究グループからの報告を得た。

日程：2015年6月28日（日）

場所：名古屋大学 教育学部「大会議室」

午前：「無償化」科研の研究目的・研究計画・方法について

・基調提案：渡部昭男（研究代表者／神戸大学）

・報告：「教育費&差別格差に係る大学生調査2014・2015」等

午後：基礎理論研究グループからの報告

・話題提供1：渡部昭男「日本における『無償教育の漸進的導入』運動の進展」

・話題提供2：石井拓児（名古屋大学）「青年期学習権保障の立体的・横断的研究——高等教育の無償化をめぐる私の問題関心」

・話題提供3：田中秀佳（名古屋経済大学）「教育財政制度原則の国際的動向——無償教育と国家義務の枠組み」

（2）公開研究会の開催

グループ会合は、公開研究会という形で連続的に開催している。

日程：2015年8月8日（土）～9日（日）

場所：早稲田大学 政治経済学部 3 号館「909実習室」

8 日：「無償思想」について

- ・話題提供 1：白石嘉治（上智大学）「大学の『自然』——新封建主義をこえて」
- ・話題提供 2：岡山茂（早稲田大学）「エリートでもコグニタリアートでもない学生は可能か——平等と学費の無償性をめぐって」

9 日：「韓国の大学改革をめぐる動向」について

- ・話題提供：浅野かおる（福島大学）「韓国の大学改革をめぐる動向について——国立大学を中心に」

日程：2015年 8 月 23 日（日）

場所：キャンパスプラザ京都 6 階 龍谷大学サテライト教室

- ・話題提供 1：吉川徹（大阪大学）「日本の学歴社会と不平等——社会学の視点からみた大学進学」
- ・話題提供 2：光本滋（北海道大学）「北海道における高等教育の権利保障をめぐる状況」

日程：2015年11月15日（日）予定

場所：早稲田大学 政治経済学部 3 号館

午前：大学（法人）経営の在り方

- ・話題提供：片山一義（札幌学院大学）「大学の財務状況と経営分析——北海道を事例に」

午後：青年期教育・移行支援の在り方

- ・話題提供 1：北河賢三（早稲田大学）「生活記録運動の歴史的位相」
- ・話題提供 2：川地亜弥子（神戸大学）「小学校高学年以降における綴方・作文とその指導——青少年は自己や社会をどのように表現してきたか」

- ・コメンテーター：西垣順子（大阪市立大学）

日程：2015年12月13日（日）予定

場所：キャンパス・イノベーションセンター東京 東京工業大学田町キャンパス

次第：

- ・話題提供 1：小玉清司（埼玉県立戸田翔陽高校校長）「高校の教育費負担の実態と望ましい教育」
- ・話題提供 2：岩重佳治（奨学金問題対策全国会議事務局長）「奨学金問題をどうとらえるか」
- ・話題提供 3：三輪定宣（千葉大学名誉教授）「無償教育の理念と今後の展望」

固まった企画から、今後も案内が順次なされる（大学評価学会 HP <http://www.unive.jp/>）。

（3）韓国調査の実施

国際比較研究グループでは、韓国への初回の訪問調査を実施した（2015年 8 月 31 日（月）～ 9 月 3 日（木））。

6. おわりに：特色と意義

要約すると、本研究の特色は、第一に、義務教育段階を越えて、後期中等・高等教育段階における権利性・無償性を明らかにしようとすることである。「発達に必要かつ適切な」「能力発達上の必要に応じた」という教育条理解釈を後期中等・高等教育段階にも敷衍し、新たに拘束されるに至った「無償教育の漸進的導入」原則も踏まえて編み直すことになろう。第二に、三つの研究（基礎理論研究、政策施策経営研究、国際比較研究）をトータルに進めることである。第三に、国の政策の解明に留まらず、自治体の施策及び法人の経営を含めて、重層的に現状把握を行うことである。第四に、すでに無償化の進んだ国ではなく、日本と類似した家族負担主義を採っている（いた）国＝韓国を比較の対象とすることである。第五に、それらのために、教育行政学、教育経営学、教育法学に加えて一般経営学との連携を志向して分担研究者を組織するとともに、さらに高等教育、キャリア教育、高大連携などの研究者を連携研究者に招き、高校教師や韓国の研究者・研究機関を研究協力者として位置づけたことである。

予想される結果としては、①進学抑制・進学格差や中途退学を惹起する高学費及び過大な家計負担には何らかの対策が求められる、②中等教育・高等教育に公財政を投入する論理が住民や国民に支持されれば公的支援を強化できる、③「無償教育の漸進的導入」原則を現実的に補充補完する論理として地域創生・若者育成・貧困対策などがある、④少子高齢・人口減少期において持続発展可能な社会の展望の下に若者の発達必要に応ずる志向性が高まる、⑤法人経営も持続発展可能性を踏まえて社会公共的・共生的な手法に変わりうる等である。

以上のことから、高校無償化改正法の次回の見直し（2017年以降）、国連社会権規約委員会への第 4 回政府報告書づくり（2018年予定）、高校・大学等において漸進的無償化を進める具体策、地域間格差の要因の解明と縮減、政策・施策・経営の変化・変容・転換の促進などに寄与する意義がある。

＜注＞

- 1) 外務省（2012）「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第13条 2（b）及び（c）の規定に係る留保の撤回（国連への通告）について」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/tuukoku_120911.html（2015年 9 月 25 日閲覧）。
- 2) JSPS 科研費（基盤研究 B 一般）15H03474「後期中等・高等教育における『無償教育の漸進的導入』の原理と具体策に係る総合的研究」2015-17、研究代表者：渡部昭男（略称：「無償化」科研）。本稿も「無償化」科研によるものである。
- 3) 第 1 回：「無償教育の漸進的導入」に関する日韓（韓日）連帯シンポジウム、2012年 8 月 31 日（金）、京都市（龍谷大学アバンティ響都ホール）／『高等教育における「無償教育の漸進的導入」——授業料半額化への日韓の動向と連帯』に収録。

- 第2回：大学教育の発展と無償教育の実現のための国際シンポジウム、2013年2月22日（金）、ソウル市（祥明大学校）／『大学評価学会年報』（8）に収録。第3回：ソウル市および韓国における教育と青年をめぐる動向、2015年2月27日（金）、神戸市（神戸大学）／シンポジウム案内は神戸大学 HP で閲覧可能 <http://www.h.kobe-u.ac.jp/ja/node/3124>。
- 4) 重本直利・細川孝・望月太郎・渡部昭男・日永龍彦（2012）『「無償教育の漸進的導入」原則にそくした大学等の在り方——国際人権A規約13条留保撤回の意義と大学評価学会の取り組み』JSA 第20回総合学術研究集会（2014年9月12-14日、西南学院大学）ポスター発表。
 - 5) 清水寛（1975）「憲法・教育基本法制の成立過程と障害児の学習権」清水寛・三島敏男編『障害児の教育権保障』明治図書、137。なお、「発達に必要かつ適切な」の記述の変遷に関しては、渡部2012b の解題を参照のこと。
 - 6) 兼子仁（1978）『教育法（新版）』有斐閣、231。
 - 7) 平原春好（1993）『教育行政学』東京大学出版会、14。
 - 8) 平原春好（1969）「日本における障害児教育の行政」『教育学研究』36（1）、9-18。
 - 9) 学問研究の機能という点において、「①養護学校教育の義務制実施」に際しては、教育法学における日本国憲法第26条の教育条理解釈のインパクトを挙げねばならない。この課題に関して、筆者の研究は「教育を受ける権利の形態的保障から実質的保障へ」をテーマとした。「②高等部希望者全員進学の実現」に際しては、義務教育段階に限定されていた訪問教育を高等部に制度化すること、設置主体である自治体の裁量で高等部希望者全入は判断できることがポイントであったことから、筆者の研究は訪問教育の権利論的検討、都道府県施策の実態と変化の解明をテーマとした。現在進行形である「③中等後教育及び青年期教育の保障」に関しては、実務的には国立大学附属養護学校（当時）に知的障害校として全国ではじめて高等部専攻科を開設するとともに、福祉事業型「専攻科」への参与も含めた形で、筆者の研究は「青年期教育と二重の移行支援」をテーマとしている。
 - 10) この点に関しては、「特殊教育⇒特別支援教育⇒特別ニーズ教育への変化・変容」をテーマとしてきた。将来的には、「特別ニーズ special needs」を越えて個々人の「固有ニーズ specific needs」に依拠した、「特別」ではない当たり前の「支援教育」を志向している。
 - 11) 小林雅之（2012）『教育機会均等への挑戦——授業料と奨学金の8カ国比較』東信堂、26-27。
 - 12) 宮澤俊義（1955）『日本国憲法（コンメンタール篇）』日本評論新社、267-268。
 - 13) 兼子前掲書、230。
 - 14) 世取山洋介（2012）「公教育の無償性と憲法」世取山洋介・福祉国家構想研究会編『公教育の無償性を実現する——教育財政法の再構築』大月書店、455-475。
 - 15) 例えば、広井良典（2006）「経済を見る目 “若者年金” で人生前半の社会保障を」『週刊東洋経済』（6000）、9、仲間瑞樹（2008）「若者基礎年金再考——2 期間世代重複モデルを用いて」『弘前大学経済研究』（31）、44-54、など。
 - 16) 留保（1979）から留保撤回（2012）に至る経緯は、中村康夫（2013）「社会権規約の中等・高等教育無償化条項に係る留保撤回——条約に付した留保を撤回する際の検討事項と課題」『立法と調査』（337）、44-55、に詳しい。
 - 17) 文部科学省財務課高校修学支援室（2010）「公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金の創設について」『教育委員会月報』62（2）、4。
 - 18) 朝日新聞（2014年10月15日）大阪本社版「大学進学率 地域差広がる」、東京本社版「大学進学率 地域差が拡大 東京急伸72% 5 県は40%未滿」（平成26年学校基本調査速報値 による報道）。
 - 19) 世取山前掲書、463、468。
 - 20) 渡部昭男（2016）「韓国における半額登録金運動と国家奨学金制度」『教育科学論集』（19）。
 - 21) 朴巨用（2013）「韓国高等教育の公共性の水準と登録費負担軽減策」大学評価学会編『高等教育における「無償教育の漸進的導入」——授業料半額化への日韓の動向と連帯』晃洋書房、97-115。
- ＜研究代表者・分担研究者の主要関連文献＞
- 【研究代表者】
- 1) 渡部昭男（2015）『「排除から包摂へ」のあゆみ——SNE 学会の研究運動課題によせて』『SNE ジャーナル』21（1）、74-85。
 - 2) 渡部昭男（2014a）「高校授業料無償化法の見直しに係る論点——『無償教育の漸進的導入』条項の留保撤回と遵守」『社会科学研究年報』（43）、277-288。
 - 3) 渡部昭男（2014b）『「発達保障」50周年と『the Right to Development』——大学評価学会の掲げる『学生の発達保障を可能にするような教育・研究のありよう』とは』『大学評価学会年報』（8）、26-47。
 - 4) 渡部昭男（2014c）「韓国における登録金半額化と大学の在り方——ソウル市立大学を事例に」細川孝編『「無償教育の漸進的導入」と大学界改革』晃洋書房、29-51。
 - 5) 渡部昭男（2013a）「人間発達環境学研究の推進と発達保障研究の深化」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科紀要』6（3）、13-22。
 - 6) 渡部昭男（2013b）「障がい青年の自分づくりと二重の移行支援」岡本正・河南勝・渡部昭男編『福祉事業型「専攻科」エコール KOBE の挑戦』クリエイツかもがわ、183-209。
 - 7) 渡部昭男（2013c）「大学評価学会における『無償教育の漸進的導入』研究——その歩みと今後の課題」大学評価学会編『高等教育における「無償教育の漸進的導入」——授業料半額化への日韓の動向と連帯』晃洋書房、11-24。
 - 8) 渡部昭男（2013d）「貧困・能力・必要——教育的ニーズへの対応と教育行政学の課題」日本教育行政学会研究推進委員会編『教育機会格差と教育行政——転換期の教育保障を展望する』福村出版、60-74。
 - 9) 渡部昭男（2012a）「障害児の学習権」『日本教育法学会年報』（41）、100-109。

- 10) 渡部昭男 (2012b) 「解題——清水寛 (1969) : わが国における障害児の『教育を受ける権利』の歴史——憲法・教育基本法制下における障害児の学習権」『人間発達研究所紀要』(24・25)、107-114。
- 11) 渡部昭男編 (2012c) 『日本型インクルーシブ教育システムへの道——中教審答申のインパクト』三学出版、1-182。
- 12) 渡部昭男 (2011) 「『無償教育の漸進的導入』に係る政策変容——高校授業料無償化を中心に」『社会科学研究年報』(41)、102-121。
- 13) 渡部昭男 (2009a) 「子どものニーズと就学義務制——必要原理に基づく教育行政への展望」平原春好編『概説 教育行政学』東京大学出版会、133-151。
- 14) 渡部昭男 (2009b) 『障がい青年の自分づくり——青年期教育と二重の移行支援』日本標準、1-194。
- 15) 渡部昭男 (2009c) 「中等後教育としての専攻科教育：障害青年の青年期教育と移行支援」『日本教育学会大会研究発表要項』(68)、264-265。
- 16) 渡部昭男 (2008a) 「『能力原理』から『必要原理』への転換——『教育を受ける権利』をめぐる」『障害者問題研究』36 (1)、18-26。
- 17) 渡部昭男 (2008b) 「権利論からみた発達保障・発達の権利」『人間発達研究所紀要』(20・21)、122-141。
- 18) 渡部昭男 (2006) 「格差問題と『教育の機会均等』——教育基本法「改正」をめぐる“隠された”争点」日本標準、1-70。
- 19) 渡部昭男 (2003) 「『発達保障』『発達権』『学習論』を練り直す視点」『障害者問題研究』31 (2)、109-116。
- 20) 渡部昭男 (1996) 「『特殊教育』行政の実証的研究——障害児の『特別な教育的ケア』への権利」法政出版、1-624。
- 21) 渡部昭男・日永龍彦・望月太郎 (2012) 「高等教育における『無償教育の漸進的導入』に係る韓国の動向」『社会科学研究年報』(42)、223-230。
- 【分担研究者】(2010年以降の主要文献)
- 22) 石井拓児 (2014a) 「グローバリゼーションとニュージーランドの大学改革」細井克彦・石井拓児・光本滋編『新自由主義大学改革——国際機関と各国の動向』東信堂、101-118。
- 23) 石井拓児 (2014b) 「日本における青年期の学習権保障と生活費保障制度の横断的検討」細川孝編『「無償教育の漸進的導入」と大学界改革』晃洋書房、115-137。
- 24) 石井拓児 (2014c) 「高校授業料無償化・子ども手当法の評価」日本教育法学会編『教育法の現代的争点』法律文化社、250-253。
- 25) 石井拓児 (2014d) 「大学運営と市場原理」日本財政法学会『大学運営と税財政上の課題』全国会計職員協会、44-60。
- 26) 石井拓児 (2013) 「教育費・子育て費をめぐる社会保障制度の横断的検討」『法と民主主義』(478)、32-48。
- 27) 石井拓児 (2012a) 「新自由主義改革と大学ガバナンス」『大学評価学会年報』(7)、33-47。
- 28) 石井拓児 (2012b) 「教育における公費・私費概念——その日本の特質」世取山洋介・福祉国家構想研究会編『公教育の無償性を実現する——教育財政法の再構築』大月書店、339-377。
- 29) 川口洋誉 (2014a) 「国立大学の教育研究組織」細井克彦・石井拓児・光本滋編『新自由主義大学改革——国際機関と各国の動向』東信堂、249-261。
- 30) 川口洋誉 (2014b) 「学校設置主体の多様化」日本教育法学会編『教育法の現代的争点』法律文化社、112-115。
- 31) 川口洋誉・古里貴士 (2010) 「キャリア教育政策の動向と課題」『愛知工業大学研究報告』(45)、37-40。
- 32) 川口洋誉・古里貴士・中嶋哲彦 (2011) 「『教育の機会均等の矛盾』再考——キャリア教育を素材として」『愛知工業大学研究報告』(46)、75-82。
- 33) 重本直利編 (2015) 『ディーセント・マネジメント研究——労働統合・共生経営の方法』晃洋書房、1-394。
- 34) 重本直利 (2014a) 『ディーセント・マネジメント——マネジメントの貧困からいかに抜け出すか』晃洋書房、1-135。
- 35) 重本直利 (2014b) 「大学マネジメントの貧困からいかに抜け出すか——評価活動を大学経営の『質保証』につなげるために」『大学評価学会年報』(9・10)、23-53。
- 36) 重本直利 (2014c) 「大学経営の構造転換」『現代思想』42 (14)、132-142。
- 37) 重本直利 (2014d) 「『無償教育の漸進的導入』と大学財政の構造転換」細川孝編『「無償教育の漸進的導入」と大学界改革』晃洋書房、167-190。
- 38) 重本直利 (2013a) 「日本の大学は死んだのか：ブラック大学、PDCA ファシズム、負担者受益、内部留保・資産運用」『唯物論研究年誌』(18)、182-188。
- 39) 重本直利 (2013b) 「『受益者負担原則』から『漸進的無償化原則』へ」大学評価学会編『高等教育における「無償教育の漸進的導入」——授業料半額化への日韓の動向と連帯』晃洋書房、1-4。
- 40) 重本直利 (2012a) 「目標管理『PDCA サイクル』導入政策と教育・研究の退化」『大学評価学会年報』(7)、48-76。
- 41) 重本直利 (2012b) 『もしマルクスがドラッカーを読んだら資本主義をどうマネジメントするだろう』かもがわ出版、1-191。
- 42) 重本直利 (2011a) 「PDCA サイクルは大学評価に不適合である——『サイクル』と『コミュニケーション』の対立」『大学評価学会年報』(6)、67-78。
- 43) 重本直利 (2011b) 『改訂版 社会経営学序説：経済競争の経営手法から社会共生的経営手法へ』晃洋書房、1-244。
- 44) 重本直利 (2010a) 「マクドナルド化する大学、画一化の危機——PDCA サイクル、稼働する『歯車装置』」『市民の科学』(2)、83-97。
- 45) 重本直利 (2010b) 「もやい直しの経営学序説：社会的合理性からの公共経営論」『社会科学研究年報』(40)、32-42。
- 46) 重本直利・日永龍彦・由井浩 (2011) 『PDCA サイクル、3つの誤読——サイクル過程でないコミュニケーション過程による評価活動の提案に向けて』晃洋書房、1-103。
- 47) 重本直利・藤原隆信編 (2010) 『共生地域社会と公共経営——市民が創る新たな公共性地域密着型 NPO の挑戦』晃洋書房、1-232。
- 48) 重本直利・細川孝 (2014) 「ワークショップ 大学経営の現状

- と問題点：個別的事例からUSR（大学の社会的責任）を問う」『比較経営研究』（38）、41-52。
- 49) 田中秀佳（2014a）「国際人権法における教育の漸進的無償化——日本政府による社会権規約13条2項への留保撤回の意義」『日本教育法学会年報』（43）、55-64。
- 50) 田中秀佳（2014b）「学生参加の今日的意義と課題——新自由主義大学ガバナンスの批判的検討」『帝京短期大学紀要』（18）、119-126。
- 51) 田中秀佳（2014c）「世界銀行・OECDの教育財政論の展開と新自由主義」細井克彦・石井拓児・光本滋編『新自由主義大学改革——国際機関と各国の動向』東信堂、45-61。
- 52) 田中秀佳（2012）「私費負担軽減運動の歴史と到達点——教育財政の民主主義的・教育専門的統制」世取山洋介・福祉国家構想研究会編『公教育の無償性を実現する——教育財政法の再構築』大月書店、416-454。
- 53) 田中秀佳（2011）「わが国における教育費研究の再検討——公教育における私費負担と『福祉国家』政策の理解をめぐる」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要・教育科学』58（1）、59-69。
- 54) 日永龍彦（2015）「高等教育における独立性の変容とその課題」『日本教育経営学会紀要』（57）、40-50。
- 55) 日永龍彦（2014a）「日本における学費負担減免の現状と課題——国立大学の動向を中心に」細川孝編『「無償教育の漸進的導入」と大学界改革』晃洋書房、3-28。
- 56) 日永龍彦（2014b）「大学評価政策の展開と大学の自治」『日本教育行政学会年報』（40）、17-35。
- 57) 日永龍彦（2014c）「大学評価における『学生のキャリア形成』の位置づけ——評価によるキャリア形成支援の可能性」『大学評価学会年報』（9・10）、117-127。
- 58) 日永龍彦（2014d）「韓国の新聞記事に見る大学授業料（登録金）問題：第二報」『大学評価学会年報』（9・10）、233-250。
- 59) 日永龍彦（2014e）「学校評価と開かれた学校づくり」小池由美子編『新しい高校教育をつくる——高校生のためにできること』新日本出版社、195-215。
- 60) 日永龍彦（2013a）『「無償教育の漸進的導入」を阻む競争的資金配分の見直しを』大学評価学会編『高等教育における「無償教育の漸進的導入」——授業料半額化への日韓の動向と連帯』晃洋書房、61-65。
- 61) 日永龍彦（2013b）「韓国の新聞記事に見る大学授業料（登録金）問題」大学評価学会編『高等教育における「無償教育の漸進的導入」——授業料半額化への日韓の動向と連帯』晃洋書房、137-151。
- 62) 日永龍彦（2011a）「高等教育政策を評価できる認証評価を目指して」『大学評価学会年報』（6）、37-50。
- 63) 日永龍彦（2011b）「これからの大学の認証評価を考える」『大学創造』（26）、64-75。
- 64) 細川孝（2014）「日本の高等教育と大学設置法——大学経営における今日的課題」細川孝編『「無償教育の漸進的導入」と大学界改革』晃洋書房、87-114。
- 65) 細川孝（2013a）「＜記録＞国際人権A規約第13条問題特別委員会の取り組みについて」大学評価学会編『高等教育における「無償教育の漸進的導入」——授業料半額化への日韓の動向と連帯』晃洋書房、41-59。
- 66) 細川孝（2013b）「大学設置法人と大学：学校法人（私立大学）を中心に」『社会科学研究年報』（43）、163-171。
- 67) 細川孝編（2012）『日本の大学評価——歴史・現状・評価文化』晃洋書房、1-209。
- 68) 細川孝（2010）「この春大学を卒業するM君への手紙——あらためて『無償教育の漸進的導入』について」『市民の科学』（2）、78-82。
- 69) 望月太郎（2014）「カンボジアにおける高等教育の量的拡大と授業料高騰の問題」細川孝編『「無償教育の漸進的導入」と大学界改革』晃洋書房、53-64。
- 70) 望月太郎（2011a）「多様化する大学ランキング——HEEACT国際会議（2010年6月）報告」『大阪大学大学教育実践センター紀要』（7）、75-80。
- 71) 望月太郎（2011b）「グローバリゼーションの中の大学改革と評価——フランスの場合」大学評価学会編『大学改革・評価の国際的動向』晃洋書房、155-167。
- 72) 望月太郎（2010）「チュラロンコン大学インターナショナルプログラムにおけるクオリティカルシンキング教育の実践」『大阪大学大学教育実践センター紀要』（6）、77-86。
- 73) 米津直希（2014a）「世界銀行の高等教育改革プログラムと新自由主義」細井克彦・石井拓児・光本滋編『新自由主義大学改革——国際機関と各国の動向』東信堂、25-44。
- 74) 米津直希（2014b）「ニュージーランドにおける大学経営への学生参加」細川孝編『「無償教育の漸進的導入」と大学界改革』晃洋書房、65-84。
- 75) 米津直希（2014c）「ニュージーランドにおける学生自治会の法的地位をめぐる位置づけの検証——大学運営・政策決定及び質保証への学生参加の観点から」『大学評価学会年報』（8）、78-97。
- 76) 米津直希（2013）「高校教育におけるキャリア教育の展望と課題——大阪府立布施北高等学校の実践を手がかりに」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要・教育科学』60（1）、49-57。
- 77) 米津直希（2012a）「学生参加の法的理論——昭和40年代の『学生参加論』を手がかりに」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要・教育科学』59（1）、89-97。
- 78) 米津直希（2012b）「ニュージーランドの大学における学生自治会の位置づけ——法制度の変遷に着目して」『大学創造』（27）、14-25。
- 79) 米津直希・富樫千紘（2015）「2000年代における北海道宗谷管区の研究活動の展開」『稚内北星学園大学紀要』（15）、45-60。
- 80) 渡部（君和田）容子（2015）「地方県における保育士の養成・確保施策に係る動向」『大学評価学会年報』（11）、212-220。
- 81) 渡部（君和田）容子（2014）「地方県における高等教育等に係る施策と経営」細川孝編『「無償教育の漸進的導入」と大学界改革』晃洋書房、139-166。